（行政手続法施行令の一部改正）

第二十二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、全国農業会議所」、「、都道府県農業会議」及び「、農業協同組合中央会」を削る。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第二十三条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十一条の四十七第一項第四号」を「第十一条の六十六第一項第四号」に改める。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十四条　財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第二号中「第十一条の二の四又は第十一条の十の三」を「第十一条の五又は第十一条の二十七」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第二十六条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十五号を削り、第六十六号を第六十五号とし、第六十七号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げ、第八十号を削り、第八十一号を第七十九号とし、第八十二号から第百十三号までを二号ずつ繰り上げる。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第二十七条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「施行日における農林漁業団体等と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして農林水産省令で定める要件に該当する」を「次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行日における農林漁業団体等が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する組織変更を行った場合における当該組織変更後の法人

二　施行日における農林漁業団体等又は前号に掲げる法人と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして農林水産省令で定める要件に該当する法人

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第二十八条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「、農事組合法人及び都道府県農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十九条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第三十九条の十六の項を次のように改める。

第三十九条の十六	法第百三十六条の四第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項
	第十一条の十三	第十一条の三十二

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第三十条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「行う農業生産法人」を「行う農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この条及び第九条の三第二号において同じ。）」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ及びロ並びに同条第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第五号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第九条の三第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第三十一条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次号及び第十一条の六において同じ。）」に改め、同条第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第十一条の六第一号及び第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第三十二条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号イ中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改め、同号中リを削り、ヌをリとする。

第七条第十号中「、都道府県農業会議及び全国農業会議所」及び「（協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同条第二十一号を削る。